

外為令の該非判定用パラメータシート
外為令別表の8の項(1)(省令第20条第1項)
[該当電子計算機等に係る技術]

CISTEC 2012. 08. 01

提 供 技 術 名 : _____
メーカー名 : _____

パラメータシート
様式：該役コ-8（1）

(P1/3)

(平成24年8月1日施行政省令等対応)

質 問 事 項	区分 (注1)		回 答		備 考
	技	プ			
輸出令別表第1の8の項(省令第7条)に該当する貨物の設計、製造又は使用に係る技術(外為令別表の4の項に該当するものを除く。)であって、					
一 省令第7条第一号ロ又は第7条第三号ハに該当するものの設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)か? * (「はい」と答えた場合、下記の□内にもレ又は×を記入。) □ 省令第7条第一号ロ □ 省令第7条第三号ハ	○		☐ いいえ	☐ はい* (☐ 設計 □ 製造)	「付表の技術」(下記[※]参照)
二 上記第一号に該当するもの以外の省令第7条各号に該当する貨物の設計又は製造に必要な技術(プログラムを除く。)か? * (「はい」と答えた場合、下記の□内にもレ又は×を記入。) □ 省令第7条第一号イ □ 省令第7条第三号ホ □ 同 ト □ 同 チ □ 省令第7条第四号イ □ 同 ロ □ 同 ハ	○		☐ いいえ	☐ はい* (☐ 設計 □ 製造)	
三 省令第7条第一号ロ若しくは第7条第三号ハに該当するものを設計し、若しくは製造するために設計したプログラムか? 又は そのプログラムの設計若しくは製造に必要な技術(プログラムを除く。)か? * (「はい」と答えた場合、下記の□内にもレ又は×を記入。) □ 省令第7条第一号ロ □ 省令第7条第三号ハ		○	☐ いいえ	☐ はい* (☐ 設計 □ 製造)	「付表の技術」(下記[※]参照)
	○		☐ いいえ	☐ はい* (☐ 設計 □ 製造)	

[※] 「付表の技術」とは、「輸出許可・役務取引許可・特定記録媒体等輸出等許可申請に係る提出書類及び注意事項等について」の別表2の付表に掲げられた技術をいう。